

2008 年度日本建築学会大会(中国)研究協議会建築教育部門

建築士制度と今後の学校教育 —いま建築教育にもとめられるもの—

伊村 則子
Noriko IMURA

本研究協議会は9月20日(土)9:00~12:30に開催された。司会は石川孝重(日本女子大学)、副司会は長澤夏子(早稲田大学)。主旨説明、主題解説の後、会場との質疑応答・全体のとりまとめが行われた。

主旨説明：稲葉武司(建築教育本委員会委員長)

建築士制度が改正されることになり、JABEEの資格認定に加え、UNESCO-UIAの建築教育憲章では建築職能国際推奨基準協定で専門教育の年限が5年と定められ、制度問題が日本国内の議論だけでは済まなくなっている。現在日本は4年制であるが、世界の大勢は5年である。今回は様々な立場から建築教育に関わる取り組みを紹介頂き、建築教育を考えたい。

主題解説

1. 建築士法の改正と教育：服部考生(千葉大学)

教育の問題は建築系学生の過剰定員、入学生の能力低下、社会要請との教育ミスマッチ、研究能力による教員人事であり、産業界の問題ははびこる大学教育不必要論、教育論のない教育技術拡大への対応(学歴偏重、教育改善に無関心)、建築士資格の理念への無関心である。教育の実務訓練認定の論点は「大学院教育は研究教育か、研究教育こそが高度な実務能力を養うか」であり、職能団体間で見解が異なっていること、インターンシップの単位必修化から教育と実務の連携は可能か、教育改革に向けて全国建築系大学連絡協議会、産学連携建築教育推進協議会(準備中)などでの議論・調整が必要であることなどが示された。

2. 金沢工業大学における建築教育

—いま建築教育に求められるもの— 久保猛志(金沢工業大学)

学部では4年次にプロジェクトを実施しどんなことをやるのか各々の学生が考え、それにあった授業科目を選択する。大学院は担当教員が担当するのではなく、共同で大学院生を育てる文化を作っており、モジュール統合教育が中核をなし、建築を考える視点や発想を総合的に理解し、専門領域を深める仕組みが紹介された。JABEEや第三者である認定機関による評価制度も我が国に定着しつつあり、方向は

妥当と考えるが、質の保証により、大学の特徴がなくなる方向にある問題点が指摘された。

3. 建築士制度と今後の学校教育

—住居系の立場から— 永村一雄(大阪市立大学)

学部と大学院の科目概要と受験資格、JABEE、学生気質について紹介があった。履修総単位数はJABEE対応で専門必修が増えたこと、建築士受験資格は建築学科と同等の資格認定、JABEEも取得しているが、相違があるとすればむしろ学生自身の意識・就職先であること、大学院ではインターンシップ関連科目は既に実施していること、先生方の負担が増えていること、ゆとり世代の大学生が入学し学力やモチベーションが低下していることなどが紹介され、ある程度の素地がある学生でないと、きちんと教育できない実状が紹介された。

4. 高等教育機関以前での技術・技能教育

…18歳までの軟らかい間に…

堀内仁之(都立葛西工業高等学校)

工業高等学科の設立過程やこれまでの推移が説明された。カリキュラムは2級建築士の科目対応だが、学校によっては工業の科目を減らし普通科の科目を多くする場合があります。大学進学者は増加している。しかし、大学全入時代となったいま、大学中退者も多く現実には厳しい。政府は工業高校や商業高校は再編し、高専と統廃合する方向にある。東京都の場合1校高専があるが、その高専の入学者が少ないので、工業高校の学生を高専に進学させる、高専にも専攻科を作って大学卒業と同等にしたいなどの案が出ていることが紹介された。

5. 大学院 JABEE と実務教育—建築家の国際相互認証と大学院 JABEE, UNESCO-UIA 建築教育認定システムと日本の建築家教育：古谷誠章(早稲田大学)

1996年バルセロナ大会 UNESCO-UIA の建築教育憲章採択からの経緯が説明され、建築教育認定システムの国際相互承認に現在日本は出遅れていること、また大学院 JABEE と UNESCO-UIA の基準との取り合わせ、さらには建築士制度の実務経験と調整する時期になっていること

などが示された。現在、大学院 JABEE の枠組みを使うと UIA の枠組みになるように作っており、大学院の実務経験は大学院におけるインターンシップ、関連科目の単位数により1または2年の実務経験と見なすことができるとあるが、一般的には大学院のうち1年分を実務経験に当てるのが妥当であるなどが説明された。

6. 大学院における実務経験の取り扱いについて

：宿本尚吾（国土交通省住宅局建築指導課）

建築士法改正の経緯が説明され、その一環として大学院の実務経験の取扱いの考え方が示された。また、大学院における実務経験は、単位数で規定した方が分かり易いとの指摘もあり、インターンシップが4単位以上等の基準を設けることとしていることなどが紹介された。さらに、今後は、単に建築士の受験資格要件のみならず建築産業の全体像について、建築学会や産業界、行政での議論がなされる必要があるとの考え方が示された。

討論・まとめ

会場からの質疑に基づき、議論がなされた。建築士制度について、教育を所管する文部科学省や JABEE 制度を所管する経済産業省等との連絡・調整を行って欲しいとの要望が出された。また、大学院生の

インターンシップ受入れの問題について、これから産業界を含めて仕組みを作らねばならず、受入れの期間や企業数が具体的にできれば、地域ごとに解決すべき課題が予想されるとの指摘があった。

大学院を実務経験に認めない経緯について質問があり、業務独占資格である建築士の資質・能力の向上の観点から、国会審議を含め、相当の議論を重ねた結果として、こうした制度となっているとの説明があった。

建築士資格以外の制度との取合わせについては、建築士資格と JABEE や UNESCO-UIA の基準とが今後混在するのではないかと、JABEE が教育の問題、UNESCO-UIA が資格の問題との切り分けも考えられるが、それらと建築士制度との関係はどうなるかなどの質問がだされ、目標は建築士資格の相互受入れのための枠組みであること、国交省も UNESCO-UIA などに関心を持っていることなどが説明された。

最後に、建築士法の改正が建築教育のあり方と深く関与しており、行政が建築教育の議論の場に参加されたことは有意義であり今後も継続していきたいことなどが稲葉委員長によりまとめられた。

いむら のりこ

武蔵野大学 人間関係学部環境学科住環境専攻

